

# 自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

※目次は 2 ページにあります。

NO.33 (2023.9.13)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>



ご自由に  
お持ちください

## チューインガム二つ

三年 村井 安子

せんせい おこらんとって  
せんせい おこらんとってね  
わたし ものすごくわるいことした

わたし おみせやさんの  
チューインガムとってん

一年生の子とふたりで  
チューインガムとってしもてん  
すぐ みつかってしもた  
きっと かみさんが

おばさんにしらせたんや  
わたし ものもいわれへん  
からだか おもちゃみだいに

カタカタふるえるねん  
わたしが一年生の子に

「とり」いうてん  
一年生の子が  
「あんたもとり」いうたけど  
わたしはみつかったらいややから

いややいうた  
一年生の子がとった

でも わたしがわるい  
その子の百ばいも千ばいもわるい

わるい  
わるい  
わるい  
わたしがわるい



おかあちゃんに

みつからへんとおもったのに  
やっぱり すぐ みつかった

あんなこわいおかあちゃんのかお  
見たことない

あんなかなしそうなおかあちゃんのかお見たことない  
しぬくらいたかかれて

「こんな子 うちの子とちがう 出ていき」

おかあちゃんはなきながら  
そないいうねん

わたしひとりで出ていってん  
いつでもいくこうえんにいたら

よその国へいったみたいな気がしたよ  
どこかへ いってしまお とおもた  
でも なんぼあるいても  
どこへもいくとこあらへん

なんぼ かんがえても  
あしばかりふるえて

なんにも かんがえられへん  
おそくに うちへかえって  
さかなみたいにおかあちゃんにあやまってん

けどおかあちゃんは  
わたしのかおを見て  
ないてばかりいる

わたしは どうして  
あんなわるいことしてんやろ

もう二日もたっているのに  
おかあちゃんは

まだ さみしそくないにいる  
せんせい どないしよう

灰谷健次郎著・坪井令子絵

1978年「せんせいとわがこころ」理論社より

もう 40 年以上前になるだろうか、この詩と出会ったのは。それ以前に何かで読んだことがあったかもしれないが、この本の出版が 1978 年だからそれ以降というのが妥当かもしれない。ちょうどぼくが教員になったばかりのころだと思う。

教員という職業にはついたものの、どんな先生になるべきなのか、どんな先生ならなれるのか、そもそも先生なんて向いてないのではないかと自問自答することが多かった（40 年以上過ぎた今でもそう思っている）。そんな時、この詩と出会った。

たいへんな詩だと思う。灰谷という教師が傍らにいたとしても、小学 2 年生がひとりでこれらの言葉を編み出したということはやはりすごいことだと思う。

自分と真剣に向き合っているすがたの前で、ひとはどんな言葉をかけられよう。

灰谷は言う。「安子ちゃん。先生はあなたを信頼しています。いま、先生がいえることは、これだけです。」

#### 目次

- ① チューインガム一つ P1～2
- ② 東大和市議会に請願書提出 P2～4
- ③ 善意の押し売り（パターナリズム） P5～6
- ④ 2023 年東大和市民のつどいで起こったこと P6～8
- ⑤ 後記 P8

被告東大和市長は、裁判所から違法な行政行為を指摘されても、被害者たる原告に謝罪もせず、違法行為の関係者を処分することもせず、具体的な再発防止策も講じない。

司法から指摘された違法行政行為を認めたくないこのような市長のもとにあって、今後同様の事案が再発することは必至である。

## 東大和市議会に請願書提出 —チラン配置拒否事件をめぐる東大和市長の対応に異議あり！—

今年 5 月 17 日、東京高裁は東大和市中心公民館長によるチラン配置拒否、書き換え強要事件に関して、行政手続法第 7 条違反があったとして、原告に対して国家賠償法第 1 条 1 項に基づく損害賠償を行うよう被告東大和市に命じる判決を言い渡しました。この判決は原告・被告双方ともが上告しなかったことにより、6 月 1 日、確定判決となりました。

ところが、東大和市長はこの判決を真摯に受け止めるどころか、6 月 15 日の議会答弁で「二審で一部敗訴」などと事実に基づかない答弁をし、関係者の処分や具体的な再発防止策については全く言及していません。この件を軽微なものとして印象付け、処分や再発防止をすべてスルーしようとしているのです。

また、面談して公的に謝罪するよう原告が迫っても、これを拒否し、賠償金の支払い手続きのみ優先して行おうという構えです。カネだけ払って、すべてにふたをしてしまいたいという魂胆が見え見えます。

原告に面談も謝罪もしない、事実の公表も行わない、その根拠を市長は「判決で認められていない」からだとしています。しかし、これらのことは判決文に在る無しの問題ではありません。社会的な規範、常識に属する問題です。まして行政のトップに立つものとしては、優先して行わなければならない事柄です。

げんに、さいたま市の「9 条俳句不掲載事件」における東京高裁判決、原発事故損害賠償請求訴訟の仙

台高裁判決においても、判決は損害賠償金の支払いを命じているのみで、謝罪までは命じていません。しかるに両被告とも原告に対し謝罪を行っています。これが世の常識というものです。東大和市長にはそれが欠けていると言わざるを得ません。

原告に対する謝罪、関係者の適正な処分、これら一連の事実の公表は、最低限行われなければならない課題であり、再発防止に最も効果のある対策です。

このような意図的な無為無策が続けば、再び同じような事件が発生することは火を見るよりも明らかです。和地市長の意図的な無策方針に危機感を覚え、議会に「チラシ配置拒否事件高裁判決に関する市長の適正な対応を促すよう求める請願」を提出することにしました。

本件は、市民の表現の自由に対する市役所業務の適正な運営に関する案件であり、市議会と野党を問わず積極的に取り上げるべき課題です。

そのような立場から、全ての市議会議員に紹介者依頼を呼びかけたところ、日本共産党市議団を代表して尾崎利一議員が引き受けてくれました。

8月31日の運営委員会で、本請願は総務委員会に付託されることとなりました。

総務委員会は9月14日（木）9時30分からの予定です。ご注目ください。

表現の自由に関わる本件のような事件は、一地方自治体である東大和市固有の問題ではありません。どこの自治体でも起こりうる問題として、多くの人々に東大和市の現状を知っていただき、再発防止を確固たるものにしていきたいと願っています。

以下、請願書の本文。

## チラシ配置拒否事件高裁判決に関する市長の適正な対応を促すよう求める請願

### 請願趣旨

本年5月17日、東京高等裁判所は、東大和市立中央公民館長による行政上の違法行為があったことを認定、そのことにより精神的な損害を被った原告に対し、被告東大和市に賠償を命じる判決を言い渡した。これは「表現行為の産物である本件チラシ」（高裁判決）に関して、市役所幹部職員による違法な行政処分があったということを司法が認めた（「本件チラシの掲示を拒否したか、（中略）又は申請を審理して応答すべき義務（中略）に違反するものであった」（高裁判決））ということであり、東大和市にとって極めて深刻に受け止めるべき事態である。本件は市民の表現の自由に関わる問題であり、市長はこのような事態になったことを深く反省し、原因や背景を徹底的に解明して再発防止に努める責任と義務がある。

しかるに、本判決に関する6月15日の市長答弁は、このような事態を深刻に受け止めているとは到底考えられないものであり、不適切な表現も含まれていた。このような認識は改められるべきであり、違法行為再発防止の出発点として、原告に対して公的に謝罪し、関係者の適正な処分を行わなければならない、これら一連の経緯について市民に公表することでその責任を果たす必要がある。

本請願を採択し、市議会として市長に適正な対応を促すよう求めるものである。

## 請願理由

本年 5 月 17 日、東京高等裁判所は、東大和市立中央公民館長が行ったチラシ配置拒否、チラシの不当な書換え強要について、行政手続法第 7 条違反（申請に対する審査、応答義務違反）があったと認め、このことにより原告が精神的苦痛を被ったと認定し、被告東大和市に対して国家賠償法第 1 条 1 項による損害賠償を命じた。この判決は原告・被告双方が上告しなかったことにより 6 月 1 日に確定判決となった。

本事案は、市役所業務において市民の表現行為に対する違法な行政処理があったということであり、行政の長である市長はこのことを重く受け止め、今後同様の事態が発生しないよう、しかるべき再発防止に取り組む責任と義務がある。しかるに、市長の対応は以下に示すように、これに反するものである。

行政の責任者として、その違法行為によって損害を受けた原告に対し、速やかに謝罪しなければならないことは社会通念上当然のことである。しかるに市長は原告自身の再三の面談要請に対してもこれに応じることはなく、判決後 3 か月を経るも、原告との関係は暗礁に乗り上げている。その責任は、あげて原告との面談にすら応じようとしない市長にある。

また、6 月 15 日の議会における市長答弁では、地裁判決と高裁判決をあえて引き比べ「裁判所でさえ判断が分かれる事案」などと発言している。しかし高裁判決は確定しており、事実反する。真摯に受け止めるべきは確定判決である高裁の判断であり、市民にこれを軽微な事件として印象付けるために、あえて地裁判決を引き合いに出したと見るほかはない。

さらに市長は、同答弁で「二審で市側一部敗訴」と言明している。しかし、司法によって、市職員による行政手続法第 7 条違反があったという指摘がなされ、さらに国家賠償法第 1 条 1 項による損害賠償が東大和市に命じられたということは、この判決の根幹であり「一部」とはいえない。この発言も、上記のような動機に基づくものであり、けして認められるものではない。

このような誤った市長の認識のため、原告に対する面談、謝罪すら実現していない現実が出来しているといえる。

また市長答弁には、「公民館の適切な運営に一層努めてまいります」という発言とは裏腹に、本件違法行為に関係した職員の処分、具体的再発防止策については一切言及がない。市長自らが本件を重大な事態とは受け止めず、これを些細な問題として片づけようとする意図があるからこそ、このような発言になったものと言わざるを得ない。市長は直ちにその認識を改め、再発防止に努めるべき責務がある。

被害者に対する公的な謝罪、関係者の処分、そしてこれら一連の事実の公表は必須であり、原因と背景の解明に基づく再発防止策に進む出発点である。そのような認識に基づき、市議会に対し、以下の対応を市長に促すよう求めるものである。

- 1、違法な行政処分による被害者への公的な謝罪
- 2、違法な行政処分を行った関係者の適正な処分
- 3、上記一連の事実の「東やまと市報」等での公表



## 善意の押し売り(パターンナリズム)

住民税非課税世帯等に対して支給する臨時特別給付金があり手続きをするようにと、市役所から封書が届いた。こんな弥縫策を弄するくらいなら、社会的弱者に最もしわ寄せが出る消費税を無くせといたい。それでも、くれるというのを受け取らないのも業腹なので、役所に行ったついでに窓口を持っていった。

すると受付嬢は「これはポストに入れて下さい」とおっしゃる。確かに返信用の封筒も同封されていたが、来たついでに提出して何が悪い。目の前にいるのに郵便局を経由せよとは何事だとカチンときた。そもそも自分が言っていることがオカシなことだと気づかないのか。

誰にそんなことを言うように指示されているのかときくと、福祉部福祉推進課だというが、ゴチョゴチョ言っていてなんとなく要領を得ない。もしかして民間事業者の人かと問うと JTB の関連会社の者だと言う。上司に代わってもらい、一通り苦情を言って受け取ってもらう。窓口が混むとか感染症対策だとか言っていたが、目の前にいるのに受け取らないことがオカシイと言っているのだ。相手の事を慮ってやってるような言い訳も腹に据えかねる。官僚制は役所の陋習かと思っていたら、近頃は民間までが悪習を代行しているらしい。

昔から、「あなたのためなのよ」と言われてなるほどと思ったことなど一度もない。結局はそんなことを言うヤツ自身の合理化ためなのだ。だからこっちも自分のために自分の頭で考えて対応しないといけない。

そういえば半年位前にこんな事もあった。

郵便局の ATM で金を引き出そうとしたが、このカードは使えないと表示される。職員に見てもらっても同じ。直接銀行に問い合わせるように言われる。仕方がないので電話すると、ある年齢以上(70 歳以上?)の人が一定期間 ATM を使ってない場合、20 万以上の金額を移動(振込? 払い出し?)できなくしたとのこと。

そんなこと聞いてないと言うと、ホームページで知らせたし、銀行の ATM にも張り出したとノタマウ。こんな大事なことをなぜ個別に通知しないのか、責任者を出せと吠えるが、特殊詐欺の被害が増えているので、お客様のためにやっている、ここでもおためごかしだ。上席に代わっても同じだからとつなごうともしない。

なに言ってやがる、こっちはそんなこと頼んだ事もないし、もし被害を受けたって自分で責任を取るからいいのだ。第一本人の了解も得ずに勝手な事をやるな!とまくしたてた。自分が責任もって対処もできないくせに、かたくなに上司に代わらないのが、また腹立たしい。

あまりわめきたてるので、電話の相手もとうとう諦めたのか、やっと次長という役職に代わった。その次長の権限で 50 万まで下ろせるように戻してもらったが、考えてみればこの 50 万の制限だって一律にやられたもので、個別の了解を得たものではなかったはずだ。こんなことがまかり通るほうがオカシイ。

特殊詐欺が多いので、「あなたのために」という勝手な理屈で本人の権利が侵される。やってるほうは親切、善意のつもりかも知れないけれど、押し売りもいいところ。これをパターンナリズムという。力の強い者が相対的な弱者に対し(企業がお客に、役所が市民に対し、教員が生徒に、医師が患者に対するように)、「あなたのために」という勝手な理屈で、本人を納得させ、その権利を剥奪していく。恐ろしいことだ。ニッコリ笑って人を斬る、机龍之介ではあるまいに。



8 月 19 日の平和市民のつどいでもこんなことがあった。平和首長会議が取り組んでいる「核兵器禁止条約」の早期

締結を求める署名を一般参加者に求めているのだが、そのたびに漏れなくマスキングテープで名前と住所を覆っている。横で見ている、なにバカなことをしてるのかと思う、全員の名を隠すことはなく、隠して欲しい人だけにすればと声をかけたが、個人情報なのでと取り合わない。



そもそも署名しようという人達は、個人の尊厳をかけて書いているはずで、それを隠して欲しいなどと望むものなどいないと思う。それを一律に個人情報の保護などという押しつけがましい理屈でマスキングする、その異常さに気づかないのだろうか。これではまるで悪いことをしているようではないか。

過ぎたるは及ばざるが如し、角を矯めて牛を殺すということわざを知らないのだろうか。配慮すればするほど良いと思い込んでいるのだろう。この実績は来年にも持ち越され、もっとひどい事になりかねない。

個人情報の保護などというもっともらしい理屈が批判的に検討されることもなく、個人の尊厳まで台無しにするような行為がまかり通る。それは署名する人の自尊心や誇りまでマスキングしてしまうことだ。あなたの個人情報保護の為にという勝手な理屈で。これもまたパターンリズムだろう。

パターンリズムを克服するのは本人さえその気になればたやすい。ぼくは嫌だ、私はそうしたくないと叫べばいい。勝手に決めるな！

2020年に定められた「東大和市子ども・子育て憲章」などその最たるものだ。「東大和市子どもと大人のやくそく」などといかにも自主的に決めたかのような体裁をとってはいるが、市制50周年記念に合わせ、市長の実績づくりのひとつとして定めたものだ。いいことだからと、日ごろ革新的なことを言っている人士ですら反対の声をあげなかった。反対意見は一部に限られたが、一部であっても反対の声がないより良い。

その憲章反対陳情が市議会多数派によって、不当にも「議長預かり」という方法で握りつぶされたのが象徴的出来事であった。このこと違法として提訴した「陳情裁判」は、最高裁では不当にも上告棄却となった（8月4日）。この裁判をめぐっての報告集会でのチラシが受領拒否、書き換え強要されたのが5月17日に東京高裁で逆転勝訴した「チラシ拒否裁判」だった。すべては根底で複雑に繋がっている。



## 2023年東大和平和市民のつどいで起こったこと

### 【コスタリカ大使のメッセージを得るまで】

市民団体「サンホセの会」による長年の願いがかなって、今年の「平和市民のつどい」向けて、駐日コスタリカ大使館アレクサンダー・サラス・アラヤ氏から（スペイン語の）メッセージがよせられた。

サンホセの会では2019年の「コスタリカの奇跡」上映会の時から（「サンホセの会」はこの上映会をきっかけに成立したもの。当時は「上映実行委員会」だった。）コスタリカ大使館にはたらきかけ、大使（当時の大使はラウラ・マリア・エスキベル・モラ氏だった。）に映画会でのご挨拶をお願いしたところ、なんと希望がかなえられた。せっかくおいでいただくなら戦災変電所も見学していただきたいと、その方向で計画も練った。一国の大使来市ともなれば東大和市にも関わってもらう必要があると考え、市（総務課）にも話を持って行ったが、市はまったく興味を示さなかった。

しかし実際には、ラウラ大使は映画会直前に本国に帰国され、映画会でのご挨拶や、変電所見学は全て実現しなかったのではある。その後もサンホセの会では大使館を訪問し、戦災変電所のパネルを持参して変電所保存の意義や、東大和市での平和への取り組みについて大使にご説明し、ぜひ見学をしていただきたいとお願いを続けた。

今回の平和市民のつどいに対するメッセージはそのような積み重ねの上に実現したものである。

### 【市との交渉】

メッセージの発出が8月15日と「つどい」直前だったため、集会の実質的な担い手である生涯教育課への申し入れも急な話となってしまったことは否めない。当初はプログラムも決まっているからと受け入れに消極的だったが、一国の大使が東大和市民に対して発してくださるメッセージを紹介しないのはいかなるものかと、強く申し入れた。メッセージ本文（スペイン語）とそれをサンホセの会として日本語訳したものを提供し、ぜひ本文を読み上げてほしいと主張した。それでも担当者はメッセージの要旨の紹介にこだわっていた。

8月18日午前、大使のメッセージの扱いについて、サンホセの会と市側（松本副市長・小俣教育部長・岩野生涯学習課長）との間で話し合いを持った。その結果、以下の点で合意に至った。

- ①東大和市で日本語訳したものがあるので、それを全文読み上げる。
- ②会場（サンホセの会コーナーわき）には、サンホセの会が訳した日本語メッセージと、原文（スペイン語）を掲示する。

ちなみに、小池都知事のメッセージは、（市の弁によると、）東大和市が参加を要請したもののなので全文読み上げ、メッセージそのものは朗読のさいにステージに掲示、しかる後に市のテントわきに移す。

一国の大使と都知事のメッセージの扱いに大差があるとの不満もあったが、直前でもあるが、それもしかたがないとの思いで合意した。大使のスペイン語のメッセージの日本語訳については、元が一つであるので、誰が訳してもそんなに違いはないだろうと漠然と考えていた。

### 【松本副市長の裏切り】

ところが当日午後になって松本副市長から電話があり、大使館の確認が得られないので、メッセージの要旨をアナウンスすると言ってきた。

午前中の合意ですら大使のメッセージの扱いについては不満が残っていたので、さらに要旨のみというのはあまりに礼を失する。サンホセの会で翻訳したものを読み上げるよう求めたが、受け入れられず、一方的に電話は切られた。松元副市長は「わたしが悪者になればいい」とうそぶいていたが、悪いことをしているという自覚だけはあったらしい。

市の訳したものであれば読み上げるが、団体の訳したものならば要旨のみというのは、理屈に合わない。サンホセの会のものを読んだのでは何か不都合があるのかと考えざるを得ない。市の訳したものと比べてみればそれが分かったと考え、提示するよう求めたが、大使館から確認を得られていないのでという理由にならない理屈で、それは拒否された。よほど明らかにできない事情があると思われる。

後日、情報公開請求でそれを求めた。日本語訳の責任者や、その訳文に手を加え、大使館に提示するまでに協議した担当者や協議内容も同時に求めたが、こちらは文書不存在ということで、開示されることは

なかった。しかし、岩野生涯学習課長の言によると、管理者（市長）がかんでいることは間違いない。

## 【2つの訳文】

公開された市の訳文は、岩野課長によると翻訳アプリで日本語訳したものだそうだ。そのままでは当然使用に耐えないだろうから、前記管理者も加わり、大使館に提示するものを最終的に作成したものであろう。

サンホセの会で訳したものと市で訳したものを読み比べてみた。確かに大枠では大差ないように見える。しかし、ひとつだけ納得しかねる表現があった。

コスタリカ共和国の最大の特徴は、同国憲法第 12 条に定められているように、常備軍を持たないということである。つまり非武装国家であるということ。ところが市の訳文では文末を「平和、軍縮、非核化の促進」でしめている。サンホセの会のそれは「平和、非武装、核兵器廃絶に向け」である。



その前の段落では、市の訳では「私の国は軍縮と核兵器廃絶を熱心に支持しています。」になっている。いっぽうサンホセの会のそれは「私の国は戦力不保持、非核を宣言しています。」となっている。

「軍縮」と非武装や戦力不保持は全く違う概念である。軍縮を進めて行った先に戦力不保持があるとしても、軍縮とは軍備を縮小すること、すなわち軍備の保持が前提となっている。これはコスタリカ共和国の特徴とは反するものと言わなければならない。

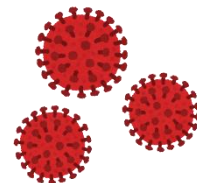
このように訳しているところに政治的な姿勢を見てしまうのは、果たして考え過ぎなのであろうか。



## 後記

ついにコロナにかかってしまいました。

ワクチン接種を拒否して、うつったら高齢者でもあり、基礎疾患もたくさんあることだし、高熱が出たらそれで一巻の終わりとなるかもしれないと、半分くらい冗談で覚悟していました。



陽性が確認されて 2 日目ぐらいに 39.5 度まで上がったら、あとは少しずつ熱も下がってきました。味覚は熱のためかあまり感じませんでしたが、それも熱が下がるのとあわせてだんだん元に戻ってきました。もともと意地汚いせいか、食欲だけは衰えなかったものの、高熱の出た数日後に食べ過ぎ、いちどだけ腹の調子が悪くなりました。しかしそれすぐに回復してきました。

歳のせいもあるのでしょうか、体力が元に戻るのにけっこう時間が得かかり、いつまでも疲れやすい状態が続きました。疲れてすぐに寝てしまうのです。そのためやろうと思っていたことも先延ばしにしなければならず、通信もついに 32 号で打ち止めかと思っていましたが、何とか 33 号につなげることができました。

5 類に移行してから、あちこちでコロナ感染したという話をよく聞きます。皆さんも油断せず、感染防止に努めたほうがよさそうですよ。



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。

自由と人権 HP

